



命とところを守る
市政を!

プロフィール

- 青葉区育ち、青葉台小学校 ● 桐蔭学園高等学校 / 桐蔭会(会計)
- 慶應義塾大学商学部 / 体育会ボート部 ● 人間総合科学大学大学院 博士後期課程修了 / 心身健康科学博士
- 日本航空客室乗務員CA(客室乗務員) ● 看護師(病院・企業・学校・保育・地域包括)
- 桐蔭学園横浜大学保健室 ● 衆議院議員江田けんじ秘書を経て、2019年4月横浜市議会議員選挙初当選
- 立憲民主党 ● 所属委員会(常任)健康福祉・医療委員会(特別)基地対策特別委員会

横浜市議会議員 / 看護師・防災士

青葉台小・桐蔭・慶応大

田中 ゆき

討議資料

03

2019.10



Vol.3

介護は社会全体で支え合い

1 困難な状況にあるにも関わらず相談できずに暮らしている高齢者
地域ケアプラザの看護師として65歳以上の世帯を訪問していた頃

2 介護保険被保険者証を持っているだけではサービスを利用できません
65歳になると交付

3 サービスを受けるには申請が必要
要介護認定
地域ケアプラザ 区役所

4 介護保険サービスの有効活用を
支えあい
介護保険料
40歳以上
介護保険料は介護を社会全体で支えるために使われています



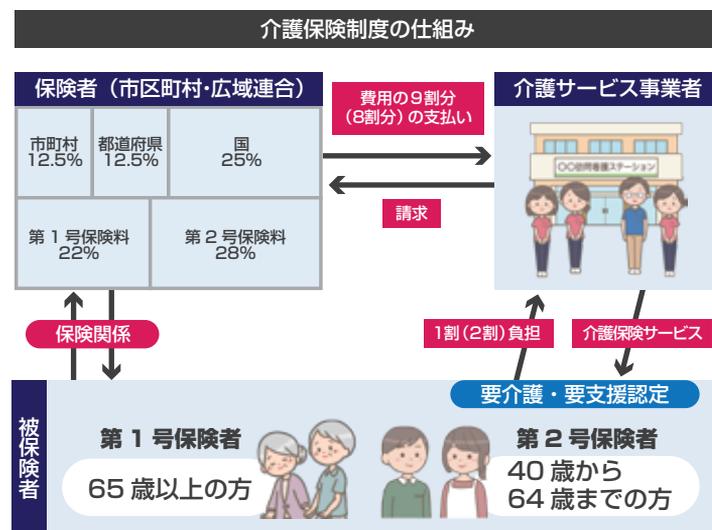
介護保険制度の活用を!

私が地域ケアプラザの看護師をしていた時、介護が必要な状態にも関わらず、介護保険サービスを受けずに暮らしているご高齢者世帯が少なくありませんでした。介護が必要になり、介護保険サービスを利用するには、要介護認定を受ける必要があります。横浜市では、地域ケアプラザや区役所で要介護認定の申請ができます。40歳から納付する介護保険料は、介護を社会全体で支えるため使われています。2025年には横浜市民の4人に1人が65歳以上の高齢者になると予測されています。介護が必要になっても、ご高齢者・ご家族が地域で安心して生活できるよう、介護保険サービスを有効に活用することが大切です。

介護保険制度とは

少子高齢化や核家族化の進行、介護する家族の高齢化に伴い、介護を家族だけで支えるのは難しくなっています。また、介護を必要とする高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズはますます増大しています。

そのため、介護を必要とする人が適切なサービスを受け、介護する家族の負担を軽減できるように、介護を社会全体で支え合うことを目的とした制度として、介護保険制度があります。



介護保険制度の仕組み（厚生労働省「介護保険制度について」）

介護保険の被保険者（加入者）

介護保険の被保険者は、65歳以上の方「第1号被保険者」と、40歳から64歳までの医療保険加入者「第2号被保険者」に分けられます。

介護保険は、40歳になった月から加入することになります。健康保険に加入している第2号被保険者が負担する介護保険料は、健康保険の保険料と一体的に徴収され、65歳になった月からは、市町村と特別区により徴収されます。（原則、年金から天引きされます。）

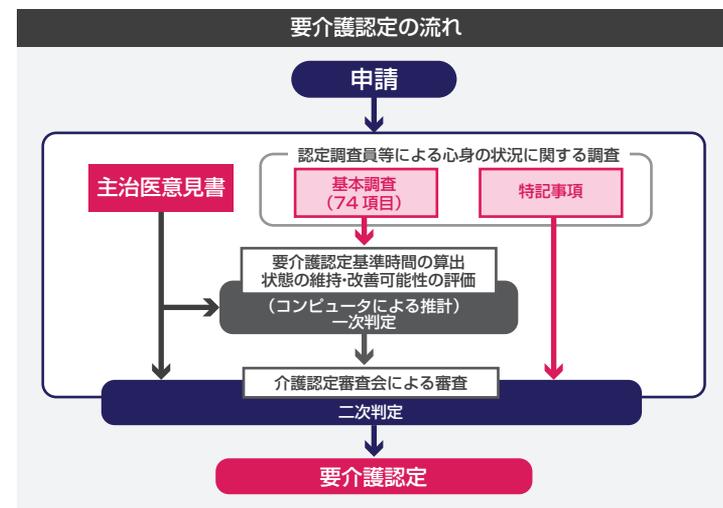
「第1号被保険者」は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができ、「第2号被保険者」は、がん（末期）や脳血管疾患など、加齢に伴う16の特定疾病が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。

要介護認定の流れ

介護サービスを利用するには、要介護認定を受ける必要があります。申請窓口は地域ケアプラザ（地域包括支援センター）や区役所になります。

要介護認定は、市町村の認定調査員による調査結果と主治医の意見書に基づき、コンピュータ判定を行う「一次判定」後、介護認定審査会による「二次判定」により行われます。

要介護認定の申請から認定結果通知まで、約1～2か月を要します。介護サービスを受ける必要が予測される場合には、早めに申請手続きをすると良いでしょう。



要介護認定の流れ（厚生労働省「介護保険制度について」）

要介護認定からサービス利用の流れ

要介護認定で「要支援1・2」と判定された場合は地域ケアプラザに、「要介護1～5」と判定された場合は居宅介護支援事業所のケアマネジャーに相談し、ケアプランの作成を依頼します。「非該当（自立）」と認定された場合は、介護保険サービスの利用ができません。

介護保険サービスは、「要支援1・2」と「要介護1～5」では、利用できる介護サービスの内容が異なり、1か月あたりのサービス利用限度額も異なります。

利用できる介護保険サービスの種類や利用限度額、サービス利用時の自己負担額の目安については、地域ケアプラザやケアマネジャーに確認するほか、横浜市介護保険総合案内パンフレット（ハートページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kaigo-hoken/heart-page.files/tebiki.pdf>）でもご覧いただけます。ぜひご活用下さい。

「タウンミーティング青葉」開催のお知らせ

ふるってご参加ください

地域の課題や身近なお困りごと、市政から国政まで、自由に意見交換できる場です。

- 日時：2019年11月30日（土）10時30分～12時頃
- 場所：桜台30-18 第2桜台ガーデン3階（田中ゆき事務所3階会議室）

*参加ご希望の方は、「お名前・お電話番号・お住いの町名」を、下記の田中ゆき事務所へ電話かFAXでお申し込み下さい。

田中ゆき事務所

Add 〒227-0061 横浜市青葉区桜台30-18 第2桜台ガーデン2階
Web tanayuki.net Mail tanaka.yuki.office@gmail.com
Tel/Fax 045-900-0373 Mob 09093851732

